平成２８年（フ）第７０３号
福岡市東区下原４丁目７番72―303号
債務者　大塚　里恵
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７５８号
福岡市東区土井１丁目23番23号
債務者　篠田　芳幸
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７７５号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子５丁目９番２号
債務者　井上美奈子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７７８号
福岡市東区舞松原４丁目２番1222号
債務者　山中　牧男
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７８４号
福岡市博多区大井２丁目８番11号
債務者　稲原　歩美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７８８号
福岡市早良区四箇２丁目２番10―106号
債務者　齊藤　啓教
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８２０号
福岡市南区西長住３丁目21番１―401号
債務者　柿原　僚介
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３９号
福岡市東区八田１丁目６番17―201号
債務者　武藤　博子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５９号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目４番33号　イイ工建アパートＡ号室
債務者　中間　京美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６２号
福岡県古賀市千鳥２丁目18番３―503号
債務者　内田　元美
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６８号
福岡市南区桧原４丁目34番７号
債務者　向野　賢司
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８７６号
福岡市東区唐原４丁目８番26―303号
債務者　川渕　寿士
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８０号
福岡市城南区長尾１丁目16番20号
債務者　松尾　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８５号
福岡県春日市塚原台２丁目18番地１
債務者　田代　辰夫
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９０号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵869番地　アトラン田原Ｂ101号
債務者　濱村　義幸
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９３号
福岡市南区花畑３丁目41番34号
債務者　久原　千恵（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番14―32号
債務者　瀬野ヤエ子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
仙台市若林区南小泉４丁目19番３号
債務者　大瀧　勝久
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係